

10回
令和3年第 総 会
10月

白井市農業委員会会議録

令和3年10月7日 開会

令和3年10月7日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和3年10月7日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

出席委員は次のとおり

会 長	笠 井 行 雄
会長代理	中 村 教 雄
1 番	伊 藤 治
2 番	岩 井 聡 明
3 番	今 井 幹 代
4 番	芦 田 恵 子
5 番	山 崎 正 司
6 番	山 崎 雅 巳
7 番	海老原 清

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 齊 藤 和 博
2. 小 松 隆 夫
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 海 老 原 菊 夫
6. 高 宮 正 明
7. 中 嶋 健 次
8. 秋 本 善 久

傍聴者 なし

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得あっせんについて

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

11月の事前審査会、総会の日程について

・申請受付締め切り 10月22日金曜日

・事前審査会(案) 11月 2日火曜日

第2班 午前9時から 本庁舎2階災害対策室2

・総 会(案) 11月 9日火曜日

午後4時00分から 本庁舎2階災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中9名出席したので議長が開会を宣言した。

笠井会長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中、令和3年10月定例総会に御出席いただきまして、大変御苦勞さまでございます。

田んぼの稲刈り、梨の出荷作業等も、終了されたことと思います。

大変お疲れさまでございました。

今月の1日の台風16号につきましては、大変大きな勢力でありまして、被害が心配されているところではありますが、幸い被害がなかったということで、安心しているところでございます。

それから、今月12日から始まります農地パトロールにつきましては、委員の皆様方、御協力よろしく願いしたいと思います。

それでは、会議を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員が過半数に達したため、これより令和3年10月定例総会を開会します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、3番、今井幹代委員、4番、芦田恵子委員を指名します。

説明及び記録を事務局でお願いします。

これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1番、大字富士字南園の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は、964のうち102.56平方メートルです。

申請人は記載のとおりです。

申請事由は、農地転用、宅地拡張のためです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長より、審査内容の報告をお願いします。

海老原清委員、お願いします。

海老原清委員 1班班長の海老原です。

調査報告を申し上げます。

審査資料1番を御覧ください。

当日の出席者は、代理人の行政書士が出席されました。

まず立地基準ですが、申請地は市役所より南西に3.5キロメートル。

進入路は確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地になるため、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、宅地拡張用地で、過去に農家住宅を建設したが、手狭であったため増築し、その際に農地法の申請が漏れていたため、今回の申請になります。

次に、一般基準ですが、本申請は宅地拡張用地ということですが、申請面積は102.56平方メートルであり、建築面積の関係においても面積妥当と思われます。

汚水排水については、発生しません。

雨水については、自然浸透をさせます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わります。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

最適化推進委員の中嶋健次委員をお願いします。

中嶋健次委員 推進委員の中嶋です。

先日、申請者と電話でお話をしました。

今回の宅地拡張について、入り口の変更ということで、そちらのほうを宅地拡張したいということです。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

質疑ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第4条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので提出いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

1 番、大字富士南園の 1 筆の一部です。

地目は畑です。

地積は、964のうち4.98平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由、所有権移転、井戸用地になります。

2 番、神々廻字東原の 1 筆です。

地目は畑。

地積は、1,065平方メートルです。

権利者、義務者は記載のとおりです。

申請事由は、太陽光発電施設設置のために伴う地上権の設定になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長

ありがとうございます。

次に、先般行われました事前審査会の班長です。

審査内容の報告をお願いします。

海老原清委員をお願いします。

海老原清委員

1 班班長、海老原です。

調査報告を申し上げます。

資料 2 番を御覧ください。

当日の出席者は、義務者の代理人として行政書士も出席されました。

立地基準ですが、申請地は市役所より南西約 3.5 キロメートル。

進入路は確保されています。

農地区分としては、10ヘクタール未満の一団の農地であるため、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、井戸で、申請地は義務者の家の裏手にあり、義務者が井戸として使用するために工事を行いましたが、その際、農地法の申請が漏れていたため、今回の申請に至ります。

次に、一般基準ですが、本申請は井戸ということですが、申請面積は 4.98 平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

污水排水については、発生しません。

雨水については、自然浸透させます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題もないものと思われま。

以上で調査報告を終わります。

次に、審査資料4番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の代理人として施工業者、義務者の代理人として義務者の夫が出席されました。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北東に約3キロメートル。

進入路は確保されています。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地であるため、第二種農地と判断いたしました。

転用目的ですが、太陽光発電施設で、現在、義務者が夫と耕作を行っていますが、申請地については、自宅から距離もある手が回らない状態であるため、太陽光発電施設用地として地上権設定契約を行うものです。

次に、一般基準ですが、本申請は太陽光発電施設ということですが、申請面積は1,065平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、全て自己資金において賄う計画となっております。

次に、隣地に対する被害防除計画ですが、計画では軽く整地をした後、地下に杭を打ち込み、太陽光発電施設を設置する計画で、パネル枚数は168枚設置する計画となっております。

汚水排水については発生せず、雨水については自然浸透させます。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は問題ないものと思われます。

以上で調査報告を終わりにします。

笠井会長 ありがとうございます。

ただいま事前審査会の班長より審査内容の報告がございましたが、地区担当員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いします。

1番について、最適化推進委員の中嶋健次委員をお願いします。

中嶋健次委員 推進委員の中嶋です。

先ほどの申請者と同じ方です。

この井戸は、現在申請者と権利者、娘さんなのですが、隣に住宅が建ててあるのですけれども、2軒でこの井戸を使っているらしいんです。

291番の1を処分するということで、そこをまたいで母屋のほうに行っているの、これを娘さんのほうに処分したいということで、話を伺いました。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

2番について、最適化推進委員の齊藤和博委員をお願いします。

齊藤和博委員 推進委員の齊藤です。

追加の説明はございません。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

事前審査会の報告及び地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ございませんか。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について、採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

2番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、許可相当意見を付して県に進達することに可決します。

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、3ページを御覧ください。

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画の決定について。

白井市長より、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙のとおり令和3年度第7次農用地利用集積計画（案）の協議がありましたので提出いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

続きまして、4ページを御覧ください。

4ページは、白井市長からの協議文になります。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和3年度第7次農用地利用集積計画一覧表（案）。

1番、大字中字中谷。

地番は御覧のとおりです。

地目は畑。

利用権設定面積、1,773平方メートル。

設定する利用権、種類、賃借権。

内容、梨園。

期間、10年。

賃料は記載のとおりです。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおりとなります。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりとなっています。

経営面積は148アール。

新規でございます。

2番、神々廻字東原の2筆になります。

地目は畑。

2筆合計で2,730平方メートルです。

設定する利用権、賃借権。

内容、普通畑。

期間、5年。

賃料は、記載のとおりです。

支払い方法、直接持参。

利用権を設定する者は、記載のとおりです。

利用権の設定を受ける者も、記載のとおりとなっています。

経営面積、50アール。

こちらは更新になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

農用地利用集積計画の決定については、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

1番については、新規ですので、地区担当員の補足説明がございます。

山崎正司委員お願いします。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

先日訪問し、話を伺ってまいりました。

まず、義務者の方は、高齢の母と2人で梨栽培をしております。

栽培面積が多く、手が回らないということで、貸し出すこととしたようです。

権利者の方は、娘夫婦が同居することとなり、梨栽培も手伝うようで、今回、農地が権利者の自宅のすぐ近くにあるので借りることになったようです。

以上です。

笠井会長 ありがとうございます。

地区担当員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画の決定について、一括して採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

笠井会長 賛成全員です。

議案第3号 令和3年度第7次農用地利用集積計画の決定について、承認することに可決します。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

それでは、6ページを御覧ください。

議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて。

白井市長より、生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんの依頼がありましたので、買取希望者の有無について確認いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

番号1、大字復字台山の1筆です。

地目は畑。

地積は260平方メートルです。

買取申出者は記載のとおりです。

事由は、生産緑地解除申請のため。

7ページを御覧ください。

7ページについては、市長からの依頼文になります。

8ページについても、市長からの依頼文です。

続きまして、9ページ。

こちらが、会長から皆様への通知文になります。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

笠井会長 ありがとうございます。

本案件につきましては、事前審査会の対象外でございますので、審査班長の報告はございません。

続いて、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第4号生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者の有無について、確認いたします。

買取希望者はありましたでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

笠井会長 議案第4号 生産緑地法第13条の規定による生産緑地の取得のあつせんについて、買取希望者なしということで市長に報告させていただきます。

次に、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いします。

事務局 事務局、大野です。

10ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり白井市農業委員会事務局規程第6条第6号及び第7号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

それでは、11ページを御覧ください。

こちら、農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出です。

12ページを御覧ください。

こちら、相続の届出になります。

続きまして、13ページを御覧ください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、14ページを御覧ください。

こちらは、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出になります。

続きまして、15ページを御覧ください。

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

下記のとおり、農地法第18条第6項の規定による通知がありましたので報告いたします。

令和3年10月7日提出。

白井市農業委員会会長、笠井行雄。

こちらは、合意解約の通知になります。

続きまして、表紙に帰っていただきまして、（２）その他としまして、11月の事前審査会、総会の日程について。

申請受付締切りが10月22日、金曜日になります。

事前審査会は11月2日火曜日、第2班、午前9時から本庁舎2階災害対策室2になります。

以上でございます。

笠井会長 本日の議案については、全て終わりました。
慎重なる審議を賜りありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人